2025 年度循環ビジネス事業化促進コンサルティング等業務委託 企画提案募集要領

1 企画提案内容(提案項目等)

企画提案書には、次の(1)から(5)の項目について、事業を受託した場合の内容 を記述すること。

(1) 実施体制

ア 事業実施体制 (組織・人員等)

業務を実施する体制(組織、社内及び社外のバックアップ体制等)

イ スタッフの業務経歴

業務に従事するスタッフの過去の業務経歴

ウ 過去の類似事業の実績

過去3年間(2022年度~2024年度)に受託した類似事業の受託実績(記載項目は事業名、実施期間、業務内容、事業実施者、事業金額等)

(2) 事業実施計画及びスケジュール

ア 事業実施計画

事業全体に係る総合的な事業実施計画

イ 事業スケジュール

事業が適切に行われる日程が示されているスケジュール及びスケジュールに基づく 業務の進め方等

(3) 事業に関する企画等

ア 循環ビジネスの事業化等に向けたコンサルティング業務

循環ビジネスの事業化等を促進する上での課題・問題点の整理、事業者にとって効果的なコンサルティングの進め方や考え方等

イ 循環ビジネスの発掘・創出業務

グローバルな視点を踏まえた、本県に必要な循環ビジネスの発掘・創出に関する分野の整理、発掘・創出に向けた進め方や考え方等

ウ 循環型社会形成推進事業費補助金及び愛知環境賞の支援業務

申請者や応募者に対する相談等の実施手法、申請書の評価手法、採択事業者等へのフォロー体制、それらの支援に関する進め方や考え方等

エ サーキュラーエコノミーの普及促進業務

サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームへの支援方法、事業者への普及・ 支援手法、サーキュラーエコノミーに資する情報収集や活用の手法、サーキュラーエ コノミーへの転換を図るための進め方や考え方等

オ あいち資源循環推進センターの運営支援業務

センターが実施する会議やイベントなどへの関わり方、事業者への周知手法、センター事業を効果的に運営していくための進め方や考え方等

カ その他(独自提案等)

本業務の委託金額限度額の範囲内で、その他、本事業の目的を達成する上でプラスとなる提案

(4) 社会的価値の実現に資する取組 【様式4】

社会的価値の実現に資する取組に関すること

(5) 概算費用

事業の実施に係る概算費用(見積額)及び項目ごとの内訳

2 評価基準

(1)評価項目

評価項目等は以下のとおりとする。

評価項目	シとおりとする。 基 準	
実施体制	①事業実施体制 (組織・人員 等)	要員数、体制、役割分担が明確にされているか。
	②スタッフの業 務経歴	業務に従事するスタッフの業務経歴は十分かつ適 切か。
	③過去の類似事 業の実績	過去の類似事業の実績は十分かつ適切か。
事業実施計画 及び スケジュール	④事業実施計画	本業務の趣旨を理解した計画になっているか。
	⑤事業スケジュ ール	適切なスケジュールとなっているか。
事業に関する企画等	⑥循環ビジネス の事業化等に向 けたコンサルテ ィング業務	循環ビジネスの事業化等を促進する上での課題・問題点の整理、事業者にとって効果的なコンサルティングを行うための工夫がなされているか。
	⑦循環ビジネス の発掘・創出業務	グローバルな視点を踏まえた、本県に必要な循環ビジネスの発掘・創出に関する分野の整理、発掘・創出を行うための工夫がなされているか。
	⑧循環型社会形成推進事業費補助金及び愛知環境賞の支援業務	補助金や表彰の相談等の実施手法は、申請者や応募者にとって有用な内容になっているか。 申請書の評価手法は具体的な提案内容になっているか。 採択事業者等へのフォロー体制等の支援のための工夫がなされているか。
	⑨サーキュラー エコノミーの普 及促進業務	サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチームへの支援を行うための工夫がなされているか。 事業者への普及・支援手法、サーキュラーエコノミーに資する情報収集や活用の手法、サーキュラーエコノミーへの転換を図るための具体的な提案内容になっているか。
	⑩あいち資源循 環推進センター の運営支援業務	センターが実施する会議やイベントなどへの関わり方、事業者への周知手法、センター事業を効果的 に運営していくための工夫がなされているか。

	⑪その他 (独自提案等)	県内のサーキュラーエコノミーに資する循環ビジ ネスにつながる提案があるか。
社会的価値の実現に資する取組	⑫環境に配慮し た事業活動	IS014001、エコアクション 21、KES、エコステージ のいずれかの環境マネジメントシステムの認証を 受けていること。
		自動車エコ事業所の認定を受けていること。
		あいちカーボンニュートラルチャレンジの認定
		あいち生物多様性企業認証の認証を受けていること。
	③障害者等への 就業支援	障害者雇用状況の報告義務がある事業主で、障害者 法定雇用率を達成していること。(障害者雇用状況 の報告義務がない事業主である場合も加点対象と する。)
		名古屋保護観察所に協力雇用主としての登録を受け、保護観察対象者等(同一人物)を継続して3か月以上雇用していること。
		障害者就労施設等からの調達実績(当該年度又は前 年度)があること。
	⑭男女共同参画 社会の形成	あいち女性の輝きカンパニーの認証を受けている こと、もしくは女性の活躍促進宣言を提出している こと。
		えるぼし認定もしくはプラチナえるぼし認定を受けていること。
	⑤仕事と生活の 調和	愛知県ファミリー・フレンドリー企業の登録を受け ていること。
		あいちっこ家庭教育応援企業賛同書を提出してい ること。
		くるみん認定、トライくるみん認定もしくはプラチ ナくるみん認定を受けていること。
		愛知県休み方改革マイスター企業の認定を受けて いること。
	⑯その他	あいちエコモビリティライフ推進協議会に加入し、 エコ通勤優良事業所の認証を受けていること。